

①令和8年度十和田市ウェディングメモリアル事業補助金

新婚世帯の経済的負担を軽減するため、結婚式等にかかる費用の一部を補助します。

1. 補助金額

補助対象経費	補助率	補助金額 (上限)
以下のうち、 市内事業者 を利用して令和8年4月1日以降に 実施・支払いしたもの ・結婚式 ・フォトウェディング	3分の2	30万円

※市外の事業者を利用して実施・購入したものは対象外です



2. 補助要件

- ① **新婚世帯**（令和7年4月1日から令和9年3月31日の間に婚姻届が受理された世帯で、夫婦ともに申請日において本市に住所を有している世帯）であること
- ② **夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下**であること
- ③ 夫婦ともに市区町村税に滞納がないこと
- ④ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと など

3. 注意事項

- ・ **申請期限は、令和9年3月31日までです**
- ・ **詳細はシティプロモーション課へお問い合わせください**
- ・ 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、お早めにご相談ください
- ・ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは、補助金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります

【お問い合わせ】

十和田市 みらい戦略部シティプロモーション課 TEL : 0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください

